

議第23号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成30年 2 月15日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例（昭和24年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,072人」を「3,089人」に改め、同項第5号中「200人」を「207人」に改め、同項第9号の2中「1,107人」を「1,120人」に改め、同項第10号中「3,418人」を「3,401人」に、「621人」を「595人」に、「4,039人」を「3,996人」に改め、同号ア中「2,241人」を「2,214人」に、「402人」を「381人」に、「2,643人」を「2,595人」に改め、同号ウ中「1,138人」を「1,148人」に、「152人」を「145人」に、「1,290人」を「1,293人」に改め、同号エ中「64人」を「66人」に改め、同項第11号中「8,565人」を「8,559人」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。